

要保存

風水害等の警報発令時における措置について

【対象地域】「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」

のいずれかに対して発表された警報が該当します。

【対象時間】午前6時

次のいずれか1つが発令されたとき

「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」

臨時休校

- ・横浜市内一斉に休業となるため、家庭への連絡(メール配信)はありません。
- ・その後天気が回復しても、その日は休校です。

※部活動については午前6時の時点で発令中のときは朝練, 大会, 練習試合はありません。

【登校途中・登校後に発令された場合や、風雨等が非常に激しくなる恐れがある場合】

各学校や地域の状況に応じて、

下校時間の変更をするなど、適切な措置を講じます。

「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令されたとき

学校から「自宅待機」の連絡がない限り、原則として通常通りの登校とします。

※「自宅待機」は、各学校や地域の状況に応じて、登校の可否等を学校長が判断します。

- ・保護者判断で安全に気をつけて登校させてください。遅れて登校することになっても、遅刻扱いにはなりません。安全のために登校させなかったり、災害発生の可能性があるとの判断から登校しなかった場合は欠席になりません。この場合には、保護者の方から学校へ連絡をお願いします。
- ・学校の判断で、休校にする場合のみ電話連絡網(メール配信)でご家庭に連絡いたします。

上記以外の警報または注意報が発令されたとき

原則として学校は通常通りおこないます。但し、安全のため生徒を帰宅させた方がよいと判断した場合は、授業時間を繰り上げて一斉下校させることがあります。